

予定価格事後公表における「予定価格に係る質疑」の取扱いについて

宮崎市契約課

令和5年11月1日以降に、契約課で公告する予定価格6,000万円以上の建設工事の入札案件（上下水道局分を含む）の予定価格については、入札締切後に入札情報サービスシステムにて公表し、その後、入札者からの「予定価格に係る質疑」を受け付けます。

○「予定価格に係る質疑」の取扱い

【質疑書提出】

予定価格の質疑は、予定価格公表から入札公告に記載のある期限までに、指定の様式（入札情報サービスシステムに様式掲載）で工事担当課へ提出してください。

【質疑回答】

工事担当課から、入札公告に記載のある期間までに、質疑者又は入札者全員に回答します。

【質疑として取り扱わないもの】

質疑が次のいずれかに該当するときは、回答しませんので、ご注意ください。

- (1) 入札者でない者の質疑
- (2) 入札公告に記載のある質疑提出期限を過ぎてからの質疑
- (3) 質疑の内容が特定できない又は具体的でない質疑
- (4) 公表されている設計図書又は建設工事の入札に関する宮崎市の規定により確認できる質疑
- (5) 入札公告で定めた設計図書に関する質疑期間中に確認すべき質疑又は既に質問があり回答を行った質疑
- (6) 当該入札に直接関係のない質疑
- (7) その他、入札執行者が質疑として取り扱うことが適当でないと認める質疑

【入札執行中止】

質疑内容等を精査し、設計図書等に誤り（設計違算）が確認され、かつ、入札の執行の公平性の確保が難しいと判断した場合は入札執行を中止します。

・ 設計違算の定義について

積算条件と異なる単価、歩掛等の適用により、金入設計書を確認しなければ判明しない設計金額の誤りとなります。

※設計図書の数量と内訳書等の数量に不整合が生じている場合や、数量・単位の取り違い、計上漏れ・二重計上等の入札の公平性に支障のないものは、契約締結後に設計変更の対象とし、設計違算としません。